

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市美原B&G海洋センター(体育館・第1プール・艇庫)における原状回復義務		
根拠条例等・条項	堺市美原 B & G 海洋センター条例 第9条		
所管課	文化観光局 スポーツ 部 スポーツ施設課 (指定管理者)		
処 分 基 準	(根拠条文) 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第6条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、使用した施設、附属設備その他器具備品等を直ちに原状に回復して市長に返還しなければならない。 (処分基準) 根拠条文に同じ ○使用の許可の取消し等 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。 (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。 (2) この条例又はこれに基づく規程に違反したとき。 (3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。 (堺市美原 B & G 海洋センター条例第6条第1項)		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明	
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)		
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項		